最終更新日:2016年2月26日
株式会社ノダ
代表取締役社長　野田　章三
問合せ先:業務部　TEL03(5687)6222
証券コード:7879
http://www.noda-co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「経営の基本方針」達成のためには、迅速な意思決定に基づく効率的な経営の追求と企業倫理を常に念頭においた企業活動を通じて、株主、取引先、従業員など全ての利害関係者の信頼にお応えするとともに、企業の社会的責任を果たしていくことが重要と考えております。このような認識のもとに、会社情報の適時開示に対応する適切な社内体制により、正確かつ迅速な情報の開示に努めるとともに、内部統制システム及びリスク管理体制の改善、整備をはかり、コーポレート・ガバナンスの更なる充実、強化に取り組んでいく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野田　有一	2,794,600	16.12
野田　周子	1,022,500	5.90
三井物産株式会社	690,000	3.98
株式会社静岡銀行	640,000	3.69
野田　はつ江	635,600	3.67
株式会社みずほ銀行	562,500	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	553,700	3.19
東京海上日動火災保険株式会社	544,000	3.14
浦田　静	510,800	2.95
明治安田生命保険相互会社	363,000	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高井　章吾	弁護士											
塩坂　健	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高井　章吾	○	同氏は、当社の顧問弁護士であります。なお、当社は同氏との間で会社法の規定による責任限定契約を締結しています。	弁護士としての法令等に関する専門知識や経験等を活かしていただき、独立した立場から、また幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと考えており、社外取締役に選任しています。なお、同氏は当社の顧問弁護士でありますが、取引の規模や性質に照らし、当社との間に特段の利害関係はなく、その独立性は充分に確保されていることなどから、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものとして、独立役員に指定しています。
塩坂　健	○	同氏は、他の会社の出身者であります。なお、当社は同氏との間で会社法の規定による責任限定契約を締結しています。	他社での会社経営に関する豊富な知識や経験に加え、業界に関する知見等があり、独立した立場から、また幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘が得られるものと考えており、社外取締役に選任しています。なお、

			同氏は当社と特段の利害関係がない他の会社の出身者であり、その独立性は充分に確保されていることなどから、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものとして、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査及び内部統制監査においては、監査の実施状況をはじめ各種情報の共有化をはかるとともに効率的な監査の実施を行う観点から、内部監査部門・各監査役・会計監査人とは定期的な意見交換を行い、相互連携に努めております。また各監査役は、内部統制関連部門（内部監査室、経理部ほか）から適宜、その進捗状況等に関する報告を受けるとともに、社外監査役は社内監査役との連携の下、適宜、内部統制関連部門に対し、必要な助言等を行っております。
なお、会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査人と監査役との定期的な会合については、監査計画策定時、各期末監査時など数回の会合を開催しております。また、適時開示を含め、随時意見交換や協議等を行い相互の連携を図っております。また、内部監査部門としては、業務執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室と各監査役は定期的な会合に加え、常時、意見交換や協議等を実施し相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦田　進	他の会社の出身者													
三浦　悟	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦田　進	○	―――	他社における豊富な知識や経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また

			独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施できるものと考えており、社外監査役に選任しています。なお、同氏は当社と特段の利害関係がない他の会社の出身者であり、その独立性は充分に確保されていることなどから、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものとして、独立役員に指定しています。
三浦　悟		同氏は、当社の顧問税理士であります。	公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門知識や経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施できるものと考えており、社外監査役に選任しています。 なお、同氏は当社の顧問税理士でありますが、取引の規模や性質に照らし、当社との間に特段の利害関係はなく、その独立性は充分に確保されていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、取締役の職務執行に対する対価であり、その中には提供する労務の対価という性質が含まれていることも否定できないと考えており、現在のように変化の激しい経営環境のもとでは、取締役の報酬を業績に連動させることが取締役の職務への精励を促すものになるとは限らないと考えております。
また、当社は中長期的な安定成長に重点をおく経営方針を採用しており、短期の業績や株価の動向により報酬額が変動する「業績連動型報酬制度」や「ストックオプション制度」が大きなウエイトを占める取締役の報酬体系は、当社の経営方針とは合致しにくいと考えております。なお、適切かつ効果的な報酬体系のあり方については、今後も引き続き慎重に検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年11月期に係る取締役および監査役の報酬等の額は次の通りです。
　取締役　147百万円（うち社外取締役　4百万円）
　監査役　29百万円（うち社外監査役　14百万円）
　　合計　176百万円（うち社外役員　19百万円）
なお、上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与として取締役7名に対し56百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬（賞与含む）につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額（取締役は年額3億円以内、監査役は年額6千万円以内）を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。
各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。
取締役および監査役への退職慰労金は、株主総会決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

当社は取締役会に社外取締役2名を、また監査役会には2名の社外監査役を選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役をサポートする専任スタッフは特に設置しておりませんが、各社外役員への適時適切な情報伝達体制を確保するため、取締役及び従業員は社内規程に基づき業績に影響を与える重要な事項については都度報告を行い、社外役員は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができる体制としております。
なお、内部監査部門からは、内部監査業務により収集された社内情報等が常時提供されるほか、取締役会の資料は原則事前に配布されるとともに、必要に応じ各担当セクションから各社外役員に内容の説明がなされるなど、社外役員の業務をサポートする体制の充実、強化に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役制度採用会社であります。取締役会は当社の規模並びに機動性等を考慮し取締役13名で構成されており、うち2名は社外取締役（弁護士及び他の会社の出身者）であります。定例取締役会は毎月1回、重要事項の審議、決定、各部門からの報告、チェックのほか経営全般にわたり幅広い観点から議論し、対策の検討を行っております。また、取締役並びに各業務執行部門の責任者が出席し毎月開催する事業戦略会議においても、各業務執行部門からの報告内容に基づき特に計画の進捗状況について重点的な議論、対策の検討を実施しております。
監査役会は監査役4名で構成されており、経営監視機能の客観性及び中立性の確保を図るため、うち2名を独立性の高い社外監査役としております。なお社外監査役のうち1名は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門知識や経験を有しており、また社内監査役のうち1名は当社の元経理財務担当役員であり、経理、財務に関する永年の実務経験と豊富な知見を有しております。そのほか当社と異なる事業分野での豊富な知識と経験を有する各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に基づき、業務執行の適法性について監査を実施しており、取締役会への出席に加え、毎月開催の事業戦略会議などの重要会議にも出席し、経営監視機能の充実を図っております。
なお、監査役と会計監査人は、会計監査に関して定期的に意見交換を行い、相互連携しております。
内部監査部門としては、内部監査室を設置し各業務執行部門の監査を行っており、各種法令並びに当社の各種規程類等に準拠し、適正かつ効率的に業務執行がなされているかどうかなどにつき調査、指導を実施しております。また、社内法務部門が各部署からの法務相談に対する助言、指導を行っているほか、コンプライアンスの強化を目的に、適宜、法律上のアドバイスを顧問弁護士から受ける体制を整えております。
会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任し、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。また、正確な経営情報を迅速に提供するなど、監査が効率的に実施される環境を整備しております。なお、有限責任 あずさ監査法人及びその業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。前期（平成27年11月期）において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、次の通りであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
　指定有限責任社員　業務執行社員　若尾　慎一
　指定有限責任社員　業務執行社員　春山　直輝
・会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士9名、その他の者9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の取締役会は取締役13名で構成されており、うち2名は社外取締役（弁護士及び他の会社の出身者）であります。
また、監査役会には2名の社外監査役を選任し、経営監視機能の客観性及び中立性の確保を図っております。
なお社外監査役のうち1名は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門知識や経験を有しており、また社内監査役のうち1名は当社の元経理財務担当役員であり、経理、財務に関する永年の実務経験と豊富な知見を有しております。そのほか当社と異なる事業分野での豊富な知識と経験を有する各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に基づき、業務執行の適法性について監査を実施しており、現在、経営監視機能が十分に働く体制が整っているものと考えております。
当社の規模や業態等を勘案しますと、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、当社の事業内容や内部事情に精通している取締役で構成される適正な規模の取締役会と監査役による経営監視体制の整備、強化によるガバナンス体制が、現時点では最もふさわしいものと考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算会社のため、定時株主総会は毎年2月下旬に開催しており、他社株主総会開催集中日との重複はないと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向け決算説明会を年2回（2月、8月）開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL　http://www.noda－co.jp 掲載資料：　有価証券報告書、決算短信、アナリスト向け決算説明会資料ほか	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：　業務部 IR担当役員：　　取締役総務人事部長兼業務部長　奥園　晴美	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当グループは、高齢者やお体の不自由な方、お子様など誰もが安心して暮らせる住まい作りに最適なユニバーサルデザインの住宅建材など、高齢化社会に対応した「バリアフリー関連商品」による事業展開を進めており、一般住宅のほか、高齢者施設など非住宅分野への提案活動に取り組んでおります。 また、地震や台風など災害に強い住宅建材の普及にも注力しています。 これら住宅建材の原材料は、地球環境問題への取り組みとして、CO2削減や貴重な森林資源の有効活用をはかる観点から、MDF（中質繊維板）や国産針葉樹合板など、地球環境に優しい「リサイクル素材」や「循環可能な木材資源」などの活用に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)当社は企業行動指針を定め、これらの遵守をはかる。
〔企業行動指針の骨子〕
優れた建材製品の製造・販売を通じ、より良い住空間の創造につとめ、もって社会の発展に寄与し、強い総合建材メーカーとなるため、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を常に念頭に置いて行動するとともに、誠実・創意工夫・努力・チームワーク・迅速なコミュニケーションの5つの行動指針を遵守する。
2)取締役会については取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正をはかる。
3)当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっており、また、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、決裁に関する社内規定に基づき重要な決裁書類は監査役の検印を受けており、法令定款違反行為防止のため監督強化を維持するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1)取締役の職務執行に関する情報については、文書管理に関する社内規程等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
2)取締役は重要な会議等の議事録を作成保存し適切に管理することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)当社及び子会社は、様々な経営リスクへの適切な対応を行うとともに、経営リスクが発生した場合の影響を極小化することを目的とする経営リスクマネジメント規程を制定し、運用する。
2)当社及び子会社は、その業務執行に係るリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、市場リスク・災害リスク等の個々のリスクについてその把握と管理のための体制を整備する。
3)災害、治安、公害等のリスク管理の責任者として経営リスク管理責任者を設置し、経営リスク管理責任者は各グループ会社を含む当該リスク管理体制の整備を指揮し、その状況について各代表取締役に報告する。代表取締役は当該報告に基づきリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために協議のうえ適切な対策を講じる。
4)市場リスク等については各担当役員が管理にあたり、社長と速やかに協議のうえ適切な対策を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
2)取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において定められたそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細に基づき執行し、また、業務の改善策等の報告を行うものとする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)コンプライアンス体制の基礎として、企業行動指針を定める。また、必要に応じ各担当部署は規程・基準等を策定、研修の実施を行うものとする。
2)取締役は当社及びグループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び社長並びに経営リスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
3)内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し各業務執行部門の監査を行っており、法令並びに当社の各種規程類等に準拠し、適正かつ効率的に業務執行がなされているかどうか等につき調査指導を実施する。また、社内法務部門は各部署からの法務相談に対する助言、指導を行うほか、コンプライアンスの強化を目的に、適宜法律上のアドバイスを顧問弁護士から受ける。
4)法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、社長及び経営リスク管理責任者並びに総務人事部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを設け、その情報は社内コンプライアンス指針に基づいて適正に対処する。
6. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社は、子会社の指導、育成を促進してグループの経営効率向上をはかるため関係会社管理規程を定め、運用する。また子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、主な子会社の取締役会は原則月1回開催するものとする。
2)親会社である当社の取締役が主な子会社の取締役を兼任し、また、子会社の経営内容等を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、当社の取締役会において子会社の取締役の職務の業務執行状況等を報告するとともに子会社の重要案件等も必要に応じ審議・検討することにより、グループ全体としての業務の適正を確保する体制をとる。
3)法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報システムは子会社の従業員にも適用し、その情報は社内規程に基づき適正に対処される。
4)経営リスク管理責任者は子会社管理部署を通じ、又は直接に子会社の業務の適正を確保するための規程等の整備状況を把握し、必要に応じて子会社に諸規程の制定・変更等について助言・指導を行う。
5)取締役はグループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び社長並びに経営リスク管理責任者に報告するものとする。
6)財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1)当社は、監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ専任又は他部門と兼任する従業員を監査役スタッフとして配置するものとし、当該従業員は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
2)当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役員及び従業員に周知徹底する。
8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
1)取締役及び従業員は社内規程に基づき当社の業績に影響を与える重要な事項について都度監査役に報告を行い、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとなっている。
2)内部通報システムの適切な運用を維持し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
3)各監査役は監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役会・事業戦略会議その他重要な会議に出席して情報の収集をはかるとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い相互の連携をはかる。
4)子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、子会社を管理する部門へ報告する。
9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1)当社及び子会社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

に関する事項
1）監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携をはかる。
12. 反社会的勢力を排除するための体制
1）当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨みこれらの介入防止に努め、不当な要求は断固として拒絶するものとする。また、当該事項を企業行動指針に定め、取締役及び従業員に周知徹底をはかる。
2）反社会的勢力に対する対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理に努める。
3）反社会的勢力による接触や不当要求などが発生した場合、対応統括部署が一元的に統括・管理し、外部専門機関及び顧問弁護士との連携のもと、各部門の対応に関する指導・支援を行い、必要に応じ社長並びに経営リスク管理責任者に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制を盛込み、体制の整備を進めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料：模式図】

〈コーポレート・ガバナンス体制〉

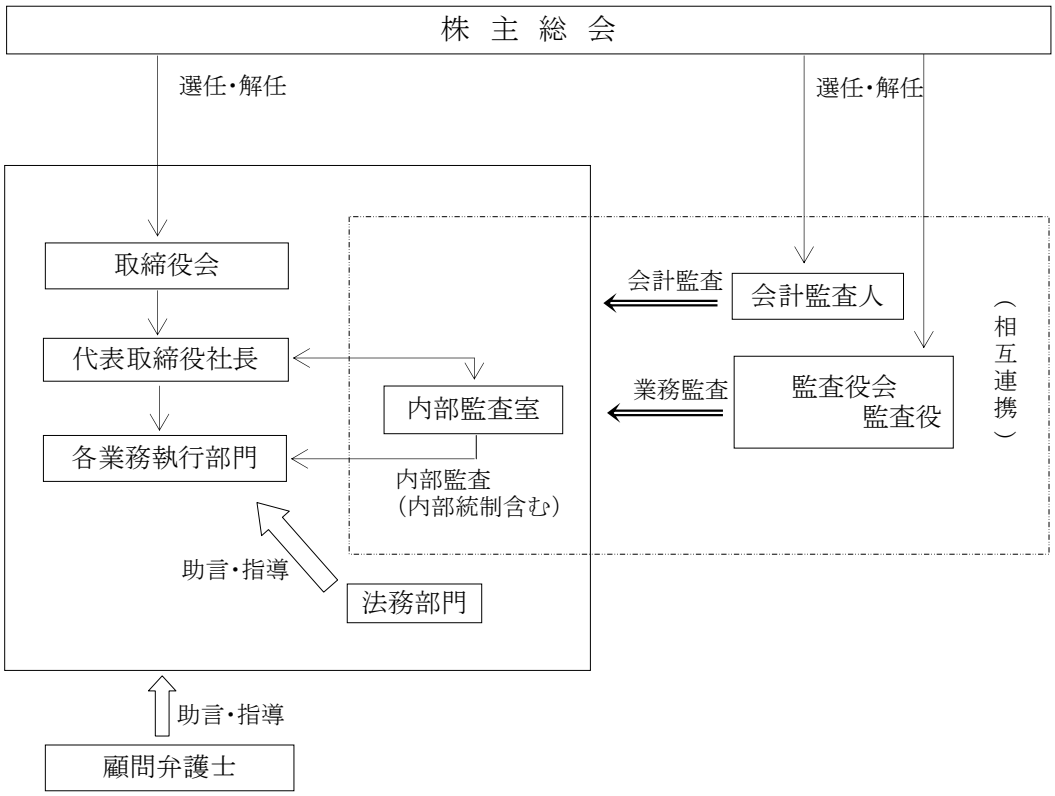

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次の通りです。

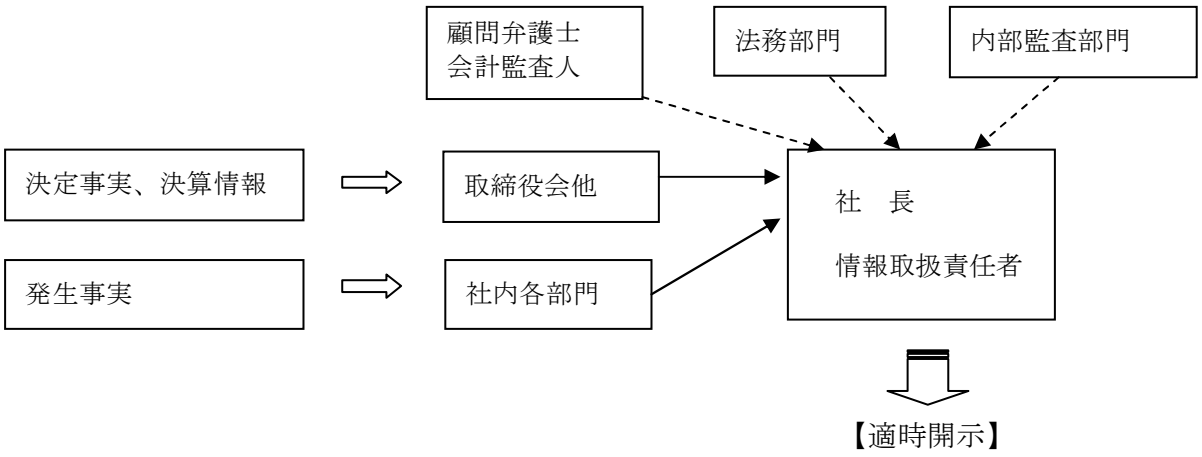

１．決定事実、発生事実に関する情報

重要な事実に関する事項は、取締役会等により迅速に決定しております。(決定事実)
また、重要な事実が発生した場合には、社内担当部門から速やかに、社長に報告されます。(発生事実)
それらの内容は、速やかに情報取扱責任者に伝達され、社長および情報取扱責任者を中心に、法令等並びに東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、情報開示の必要性を検討、判断し、また、必要に応じ、社内関連部門(法務、内部監査部門等)の意見、外部(顧問弁護士、会計監査人)のアドバイス等を参考に、迅速な開示に努めております。

２．決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部門において、常時その財務情報を集計しており、これに基づき会計監査人、監査役会、内部監査部門の監査が実施されております。これらの過程におきましても、重要決算情報につきましては社長に速やかに報告されますので、適時開示規則に従い、迅速な開示に努めております。

３．子会社、関連会社に関する情報

子会社、関連会社に関する情報につきましても、速やかに、親会社である当社に報告される体制をとっており、社内情報同様、迅速な開示に努めております。

以 上